

# 避難行動要支援者支援事業について

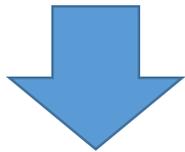


危機管理課

# はじめに

## 東日本大震災(2011年)

- ・全体の死者数のうち65%以上が高齢者。
- ・障がい者にも多くの被害が。



## 災害対策基本法改正(2013年)

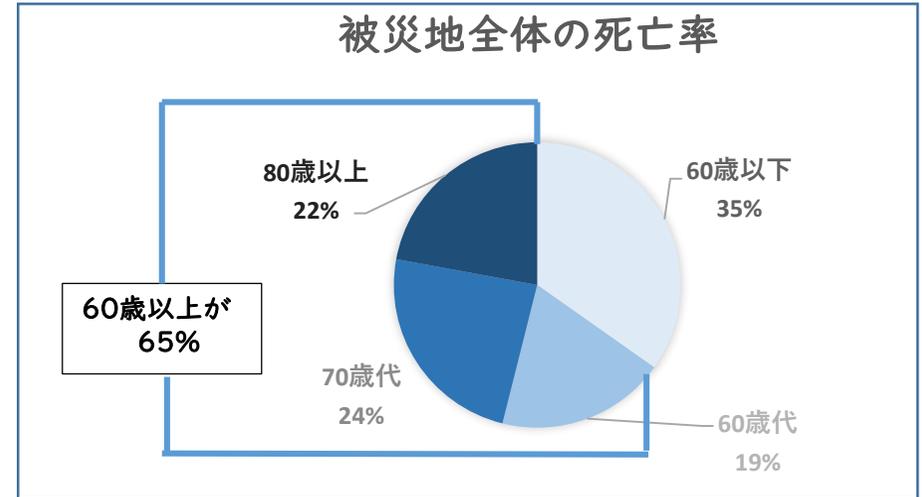
- ・市町村に避難行動要支援者名簿の作成を義務化。
- ・3,004名が名簿登録。(令和4年12月現在)



- ・7月豪雨(2020年)等の大雨や台風でも多くの被害が出ている。



- ・平常時から要支援者の支援体制を考えておくべき。
- ・避難行動要支援者ひとりひとりを把握するべき。



### 避難行動要支援者とは・・・

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自力での避難が困難な人

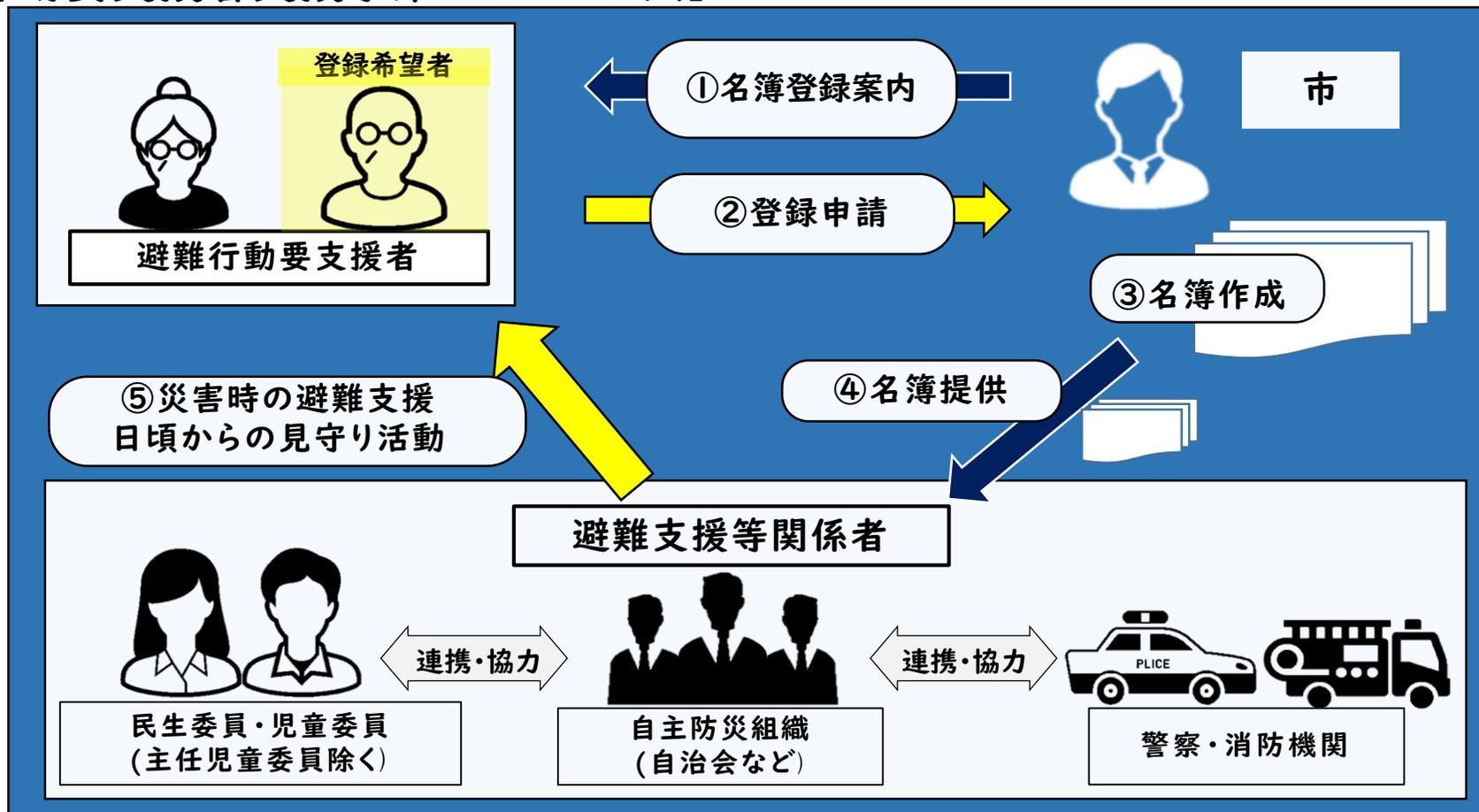
# 避難行動要支援者名簿について

## (1) 名簿登録対象者

- ① 要介護認定3以上の人
- ② 身体障害者手帳1～2級
- ③ 療育手帳A判定所持者
- ④ 65歳以上の高齢者で独居または高齢者のみの世帯の人

いずれかに該当

## 【避難行動要支援者支援事業のイメージ図】





# 市と地域の皆様と協働したいこと

## (1) 真に避難支援が必要な人への名簿登録促進

- ◆本当に避難支援が必要な人が登録されていないという意見が多い。
  - ◆見守り活動時等に名簿登録の声かけのご協力をお願いしたい。
- ※現時点では避難支援が必要ない人も、将来の不安により、登録している場合があります。

## (2) 地域支援者の選出

- ◆名簿登録者の中で、地域支援者がいない人がいる。
- ◆今後、民生委員・自治会長・市で選出の検討を行いたい。



## (3) 個別避難計画の作成

- ◆対象者：自力避難困難かつ住まいが危険区域に入っている人
- ◆民生委員児童委員・自治会長・福祉専門職・市で協働して作成する。